安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

自律的管理とリスクアセスメント

愛知労働局 Aichi Labour Bureau
あいち安全経営本舗
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

愛知労働局 労働基準部 健康課　地方労働衛生専門官　小林　千尋

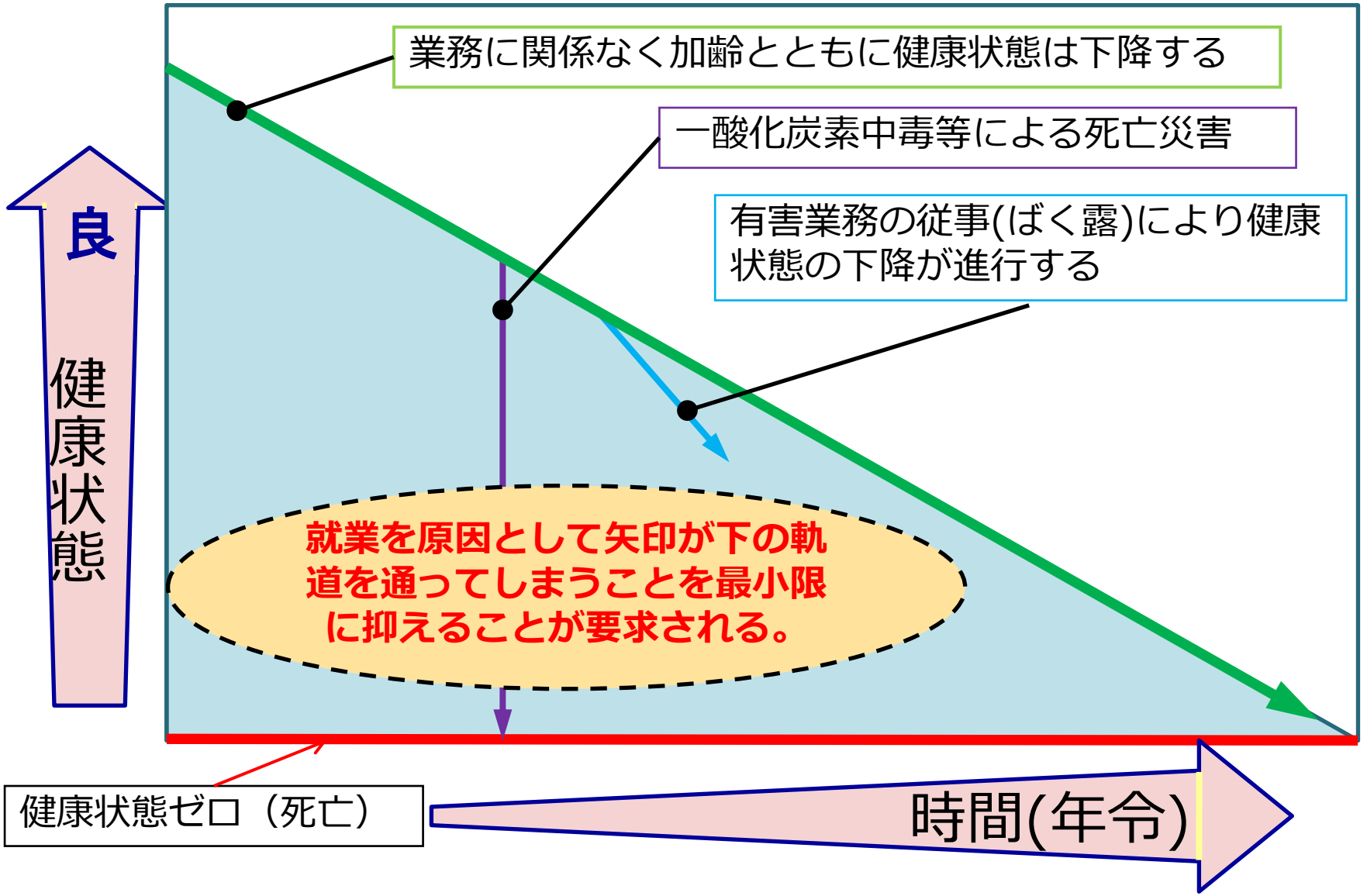
安全経営あんち®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。



労働衛生管理の考え方

健康状態と時間の関係


業務に関係なく加齢とともに健康状態は下降する
一酸化炭素中毒等による死亡災害
有害業務の従事(ばく露)により健康状態の下降が進行する
良
健康状態
就業を原因として矢印が下の軌道を通ってしまうことを最小限に抑えることが要求される。
健康状態ゼロ（死亡）
時間(年令)

労働衛生3管理の推進

●作業環境管理

- 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- 事務所や作業場における清潔保持
- 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

●作業管理

- 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

●健康管理

- 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携

これらを実現するために

労働衛生教育の実施、徹底

安全衛生管理体制の確立

個人ばく露管理への流れ

従来の労働衛生３管理

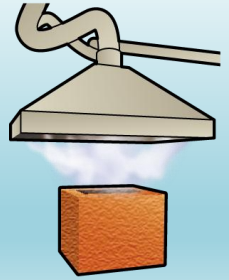
作業環境管理

- 作業環境測定と結果の評価、局所排気装置等の整備などにより良好な作業環境を確保。

作業環境測定



発散源対策



・密閉設備
・局所排気装置
・プッシュプル等

作業管理

- ばく露や作業負荷を軽減する作業手順、方法などを定め、適切に実施させるよう管理する。

健康管理

- 健康診断との結果に基づく措置、保健指導などにより、作業者の健康障害を防ぐ。

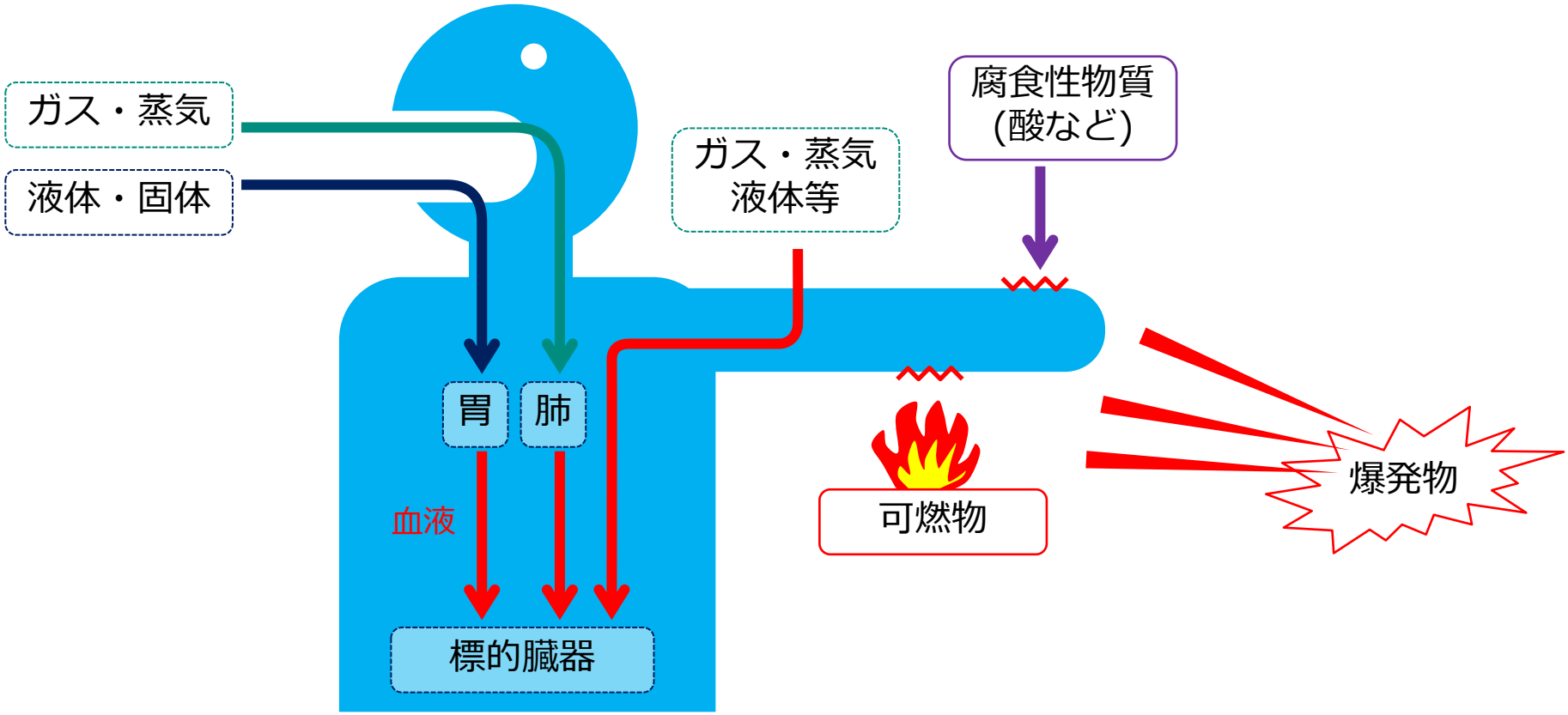
- **有機則・特化則等では、原則、マスク不要の作業環境を確保するよう規定。作業環境管理が最重点**とされてきた。
- しかし、良好な作業環境の確保が技術的に難しい場合などもある。
  近年は、個人ばく露管理の考え方が取り入れられつつある。
  ＝有害因子レベルを低減しつつ、呼吸用保護具等により個人ばく露を防ぐ

安全経営あんち®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。



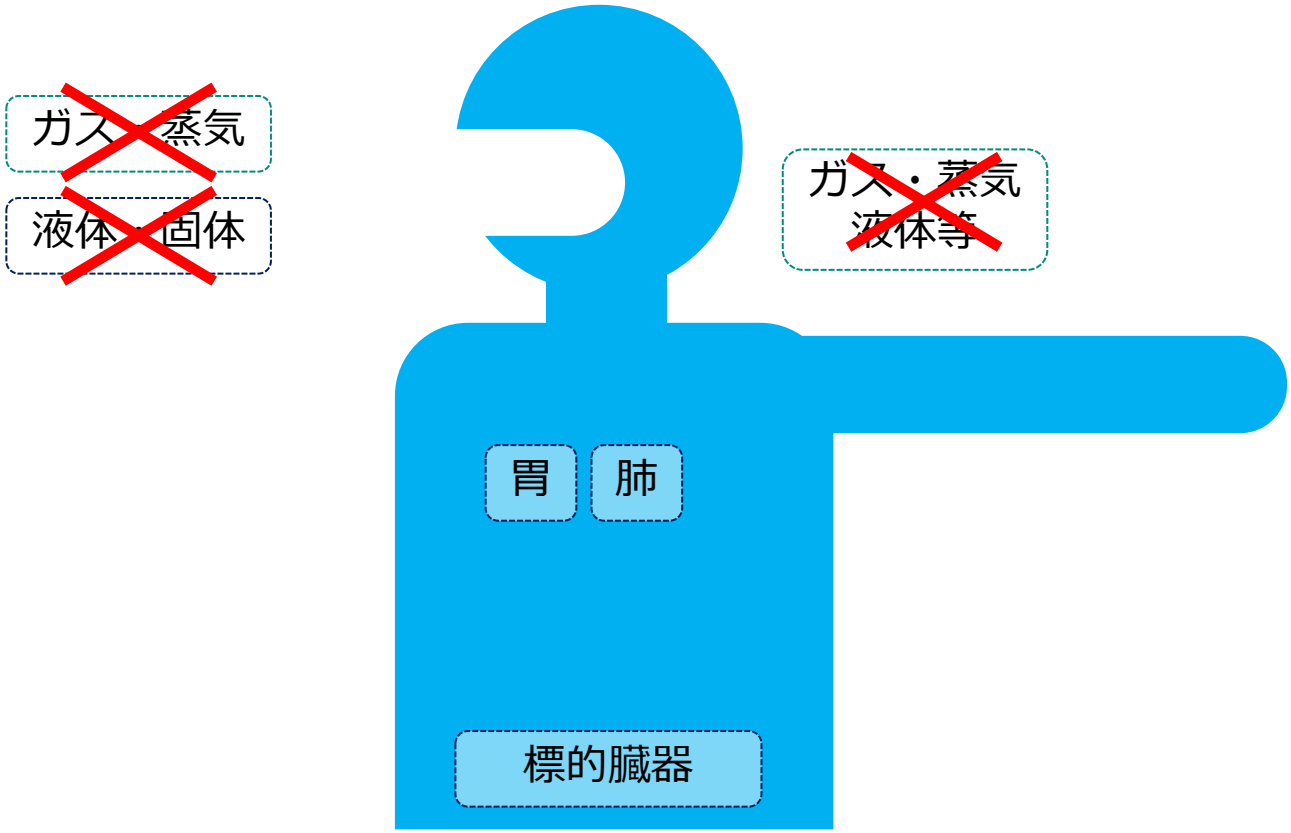
化学物質の危険性・有害性

どのように人体にダメージを与えるか



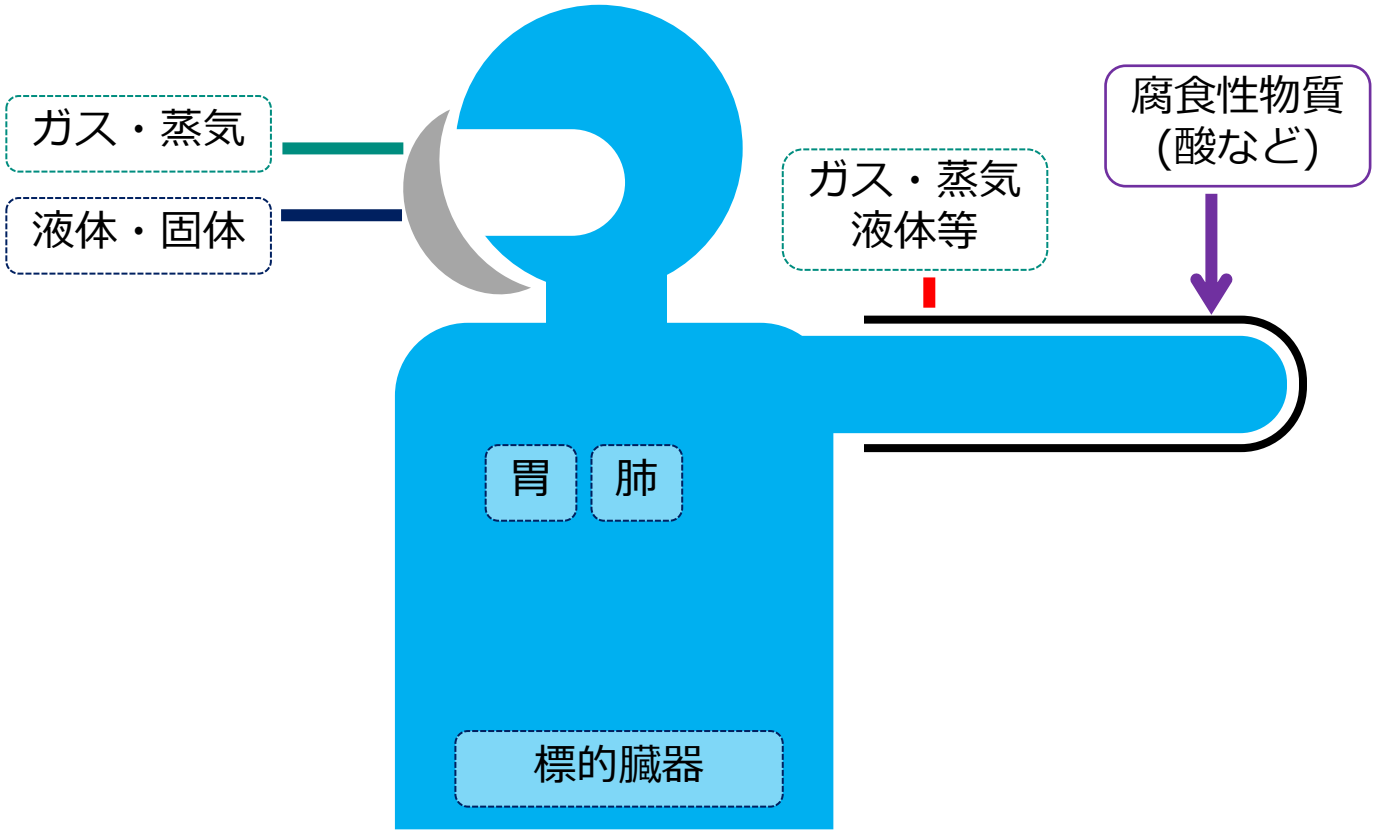
- **基本的には物理的作用と生理的作用の２種類**
  物理作用は化学物質自体の物性による化学反応や、二次的に生じる熱や圧力などによりダメージを受けるもの。
  生理的作用は、吸収された化学物質が生体内の化学反応をかく乱することによりダメージを受けるもの。いわゆる「毒」。

有害性によるダメージを防ぐためには



- **作業環境から有害物質を除去する**
  局所排気装置などを設けることで、有害物質が人体に到達する前に安全な場所へ排出する

有害性によるダメージを防ぐためには



- **保護具により人体へのばく露を防止する**
  防じんマスク、防毒マスク等で口から有害物が取り込まれるのを防止する
  防護衣、保護手袋等で皮膚に有害物が接触するのを防止する

全ての物質は有毒

パラケルスス
（1493-1541）
錬金術師、医師、
植物学者・・・

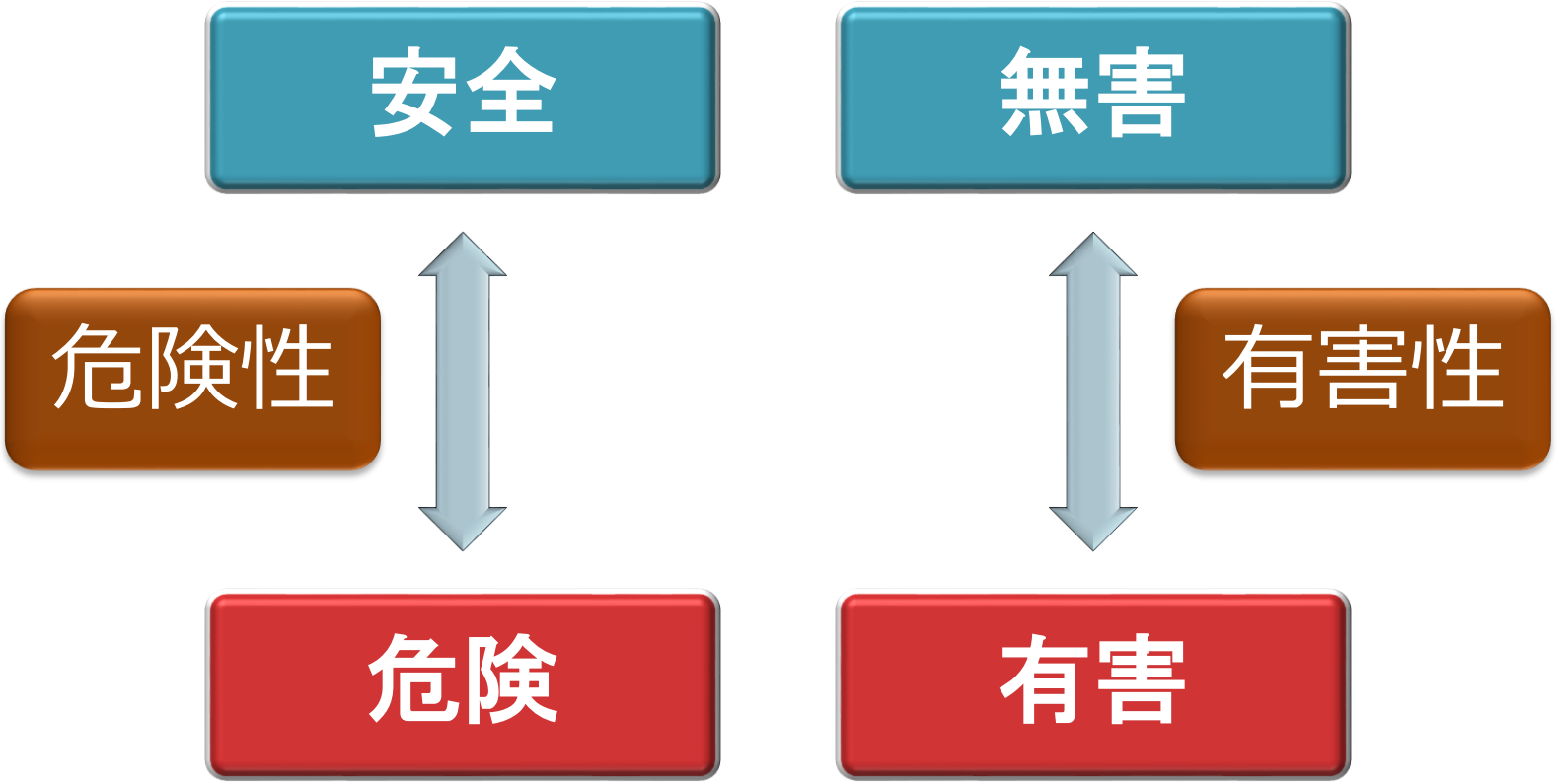
全ての物質は有毒である。
なぜならば、毒性のないものはないからである。
物質が悪影響を与えるかどうかは、摂取量（体に入った量）によって決まる。

現代毒性学の基本概念

- 「化学物質」と聞くと、人工的に合成され、なにか特殊な性質を有する物質を思い浮かべがちですが、安全衛生法の定義では「元素および化合物」とされています。つまりこの世界に化学物質でないものはほぼ存在しません。
- 洗剤に含まれる合成界面活性剤や香料はもちろん、天然の原油を蒸留して製造したガソリン・灯油、穀物などを発酵させた酒(エタノール)など、そして水も空気もすべて化学物質の混合物です。
- 人間の身体も化学物質の集合体です。



○か？×か？から度合いの概念へ



- 危険か？安全か？→危険性
- 有害か？無害か？→有害性
- 対策をとる＝危険性・有害性を低くする

職場にあるモノの危なさを把握する



◎この世の中に全く無害なものは存在しません
→どんな「危なさ」を持ったものを「どのように使用しているか」がわからない事には対策を取ることも出来ません

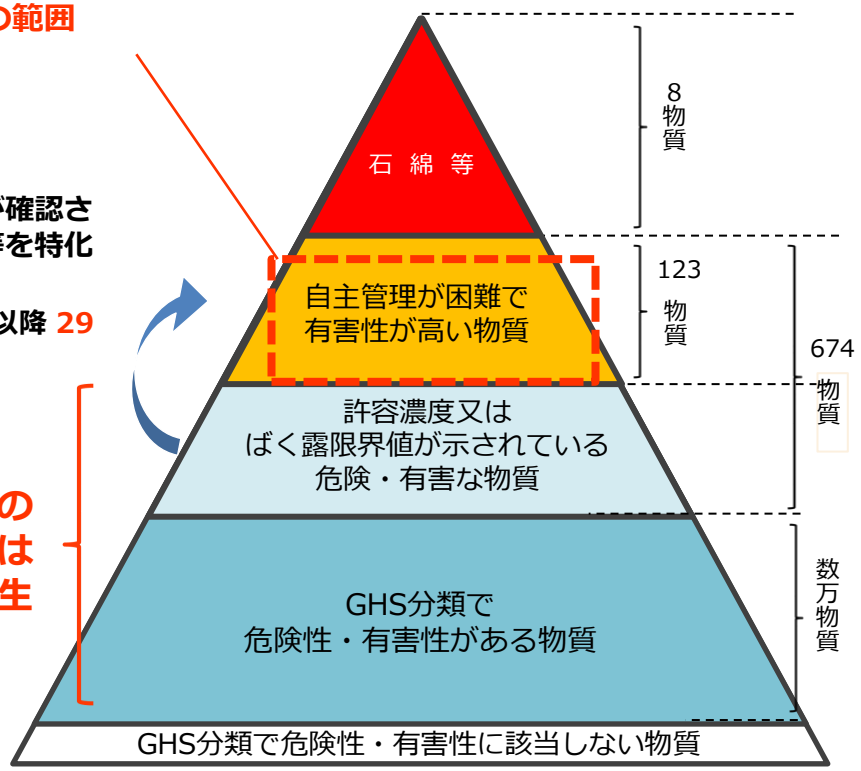
- 職場に存在する化学物質の情報を入手しましょう（SDS等）
- 何をどのように使用しているか、情報を収集しましょう

安全経営あんち®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

新たな化学物質管理
（自律的管理の必要性）

従来の化学物質規制の仕組み（個別具体的規制を中心とする規制）

具体的な措置義務がかかっているのはこの範囲



発がん性が確認された物質等を特化則に追加

※2007年以降 29物質追加

労働災害の８割はここで発生

製造・使用等の禁止

特化則･有機則等による
個別具体的な措置義務

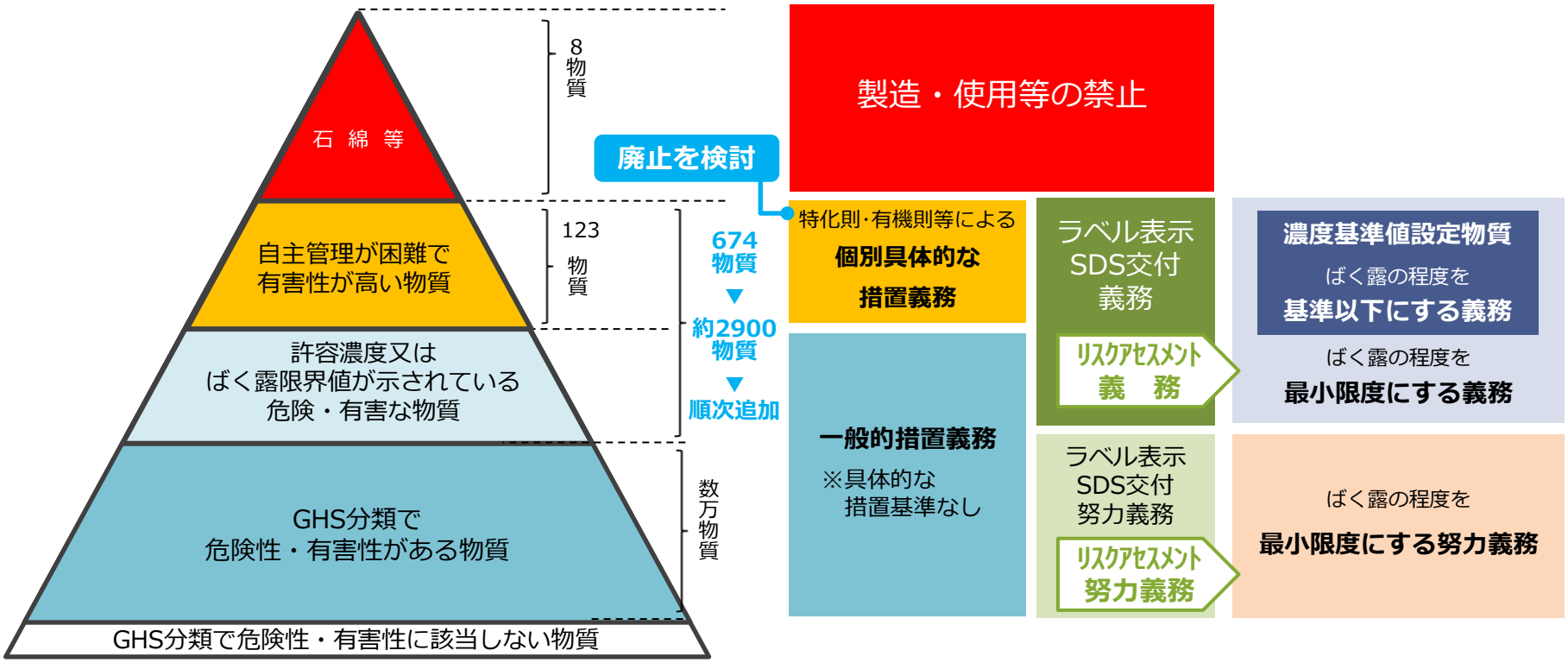
一般的措置義務
※具体的な措置基準なし

ラベル表示
SDS交付
義務
リスクアセスメント義務

ラベル表示
SDS交付
努力義務
リスクアセスメント努力義務

- 有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定
- 化学物質による休業４日以上の労働災害の**約８割は、具体的な措置義務のない物質が原因**
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して規制対象外の物質に変更 → 対策不十分により労働災害発生。**（規制とのいたちごっこ）**

新たな化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とした仕組み）



- リスクアセスメントの結果等に基づいて措置を講じ、**労働者のばく露の程度を最小限度にすること等が新たに義務付けされた。**
- ラベル表示、ＳＤＳ交付、リスクアセスメント実施の対象物質が追加され、2026年４月時点では約2900 物質。**今後も順次追加予定。**
- 有機則、特化則等の**個別規定は、廃止を検討。**

リスクアセスメント対象物





絵表示（ＧＨＳマーク）



- (自主的にマークを表示している場合を除き)製品ラベルにマーク表示があるものは、ＳＤＳの交付が義務となっています
- 基本的に、ラベル表示対象物＝ＳＤＳ通知対象物＝リスクアセスメント対象物 となります

SDSは毎回添付されているとは限りません



労働安全衛生規則第34条の2の5

- 譲渡、提供する時までに通知を行わなければならない。

『ただし、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該通知が行われているときは、この限りでない。』

- ＳＤＳが必要な場合は、メーカー、中間業者等に問い合わせてください。

ばく露の程度を低減する手段は 事業者が選択

■ **「リスクアセスメントの結果等に基づいて」ばく露を低減する**（安衛則第577 条の２）

→ **適切なリスクアセスメントの実施が前提。**

化学物質管理者の選任義務化

代替物の使用 | **密閉設備・局排等の設置稼働** | **作業方法の改善** | **有効な呼吸用保護具の使用**



保護具着用管理責任者の選任義務化

■ **リスクアセスメント等を強化する改正規則**

- **リスクアセスメント結果等に係る記録**を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし最低3年間）保存することとされた。（安衛則第 34 条の２の 8）
- リスクアセスメント結果に基づき、医師等が必要と認める項目について**リスクアセスメント対象物健康診断**を実施すること等とされた。（安衛則第577 条の２）
- リスクアセスメント対象物への**ばく露の状況等を1 年以内ごとに記録**し3 年間保存することとされた。（がん原性物質の場合は 一部、30 年間保存。）（安衛則第577 条の２）
- ばく露の低減措置等に関することが、**衛生委員会の付議事項**とされた。（安衛則第 22 条）
- ばく露の低減措置等について、**関係労働者の意見を聴く機会を設ける**こととされた。（安衛則第577 条の２）

化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任

■ 化学物質管理者の要件（安衛則第12条の5 ）

ＲＡ対象物 製造事業場

- **化学物質管理者講習修了者**
  または**同等以上の能力を有する者**から選任する
  - ①令和6年4月1日以前に講習を受講した者
  - ②労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）
  - ③化学物質管理専門家の要件該当者

- **化学物質管理者講習**
  （製造事業場向け、学科2日間）
  などの名称で開催されています。

ＲＡ対象物 製造事業場以外

- **化学物質管理者講習に準ずる講習修了者**
  から選任することが望ましい。

- **化学物質管理者講習**
  （取扱事業場向け、学科１日間）
  などの名称で開催されています。

■ 保護具着用管理責任者の要件（安衛則第12条の６他、各特別則）

- **保護具の管理に関する教育受講者**
  など知識及び経験を有する者から選任する。

  次に掲げる者であっても**教育を受講することが望ましい**。
  次に掲げる者を**選任できない場合は、教育受講者を選任する**。

  ① 化学物質管理専門家の要件に該当する者
  ② 作業環境管理専門家の要件に該当する者
  ③ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者
  ④ 第１種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
  ⑤ 作業に応じ特定化学物質、有機溶剤、鉛、四アルキル鉛の作業主任者技能講習を修了した者
  ⑥ 安全衛生推進者の選任に関する基準に該当する者（昭和 63 年労働省告示第 80 号）

- **保護具着用管理責任者教育**
  などの名称で開催されています。

自律的管理において最も重要なこと

調査の方法やその結果、結果から導かれる対策など、リスクアセスメントを含む自律的管理の一連のプロセスについて、

- **誰かが正解を与えてくれるものではない**
- **誰かが「これで良い」と認定してくれるものではない**

自ら行動方針を設定し、それに従い行動し、その結果に責任を負うのが「自律」です。
最初から完全に自律的に行動するのは困難だと思います。最初は既存のマニュアルやツールなどを使いながら少しずつ行動し、その結果を検証してより正しいと考える方向へ軌道修正していくことで、自律的な管理がレベルアップしていく事になります。

安全経営あんち®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。



- ✓ 濃度基準値告示、技術上の指針
- ☐ リスクアセスメント対象物健康診断
- ☐ 保護具使用マニュアルの改正
- ☐ 化学物質リスクアセスメント指針 概要と改正点

濃度基準値告示の概要

労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和5年厚生労働省告示第177号）他

濃度基準告示とは‥

健康障害を生じる恐れのある

①化学物質

と

②濃度基準値

の組合せを示したもの

厚生労働大臣が

（1）8時間濃度基準値

（2）短時間濃度基準値

（1）（2）のどちらか or 両方を設定

義務	8時間 時間加重平均値	（1）8時間濃度基準値 を超えてはならない
	15分間 時間加重平均値	（2）短時間濃度基準値 を超えてはならない

8時間 時間加重平均値	1日の労働時間のうち8時間のばく露における濃度を各測定の測定時間により加重平均して得られる値
15分間 時間加重平均値	1日の労働時間のうち濃度が最も高くなると思われる15分間のばく露における濃度を各測定の測定時間により加重平均して得られる値
天井値	眼への刺激性等、非常に短い時間で急性影響が生ずることが疫学調査等により明らかな物質について規定されており、いかなる短時間のばく露においても超えてはならない基準値

加重平均…値の重みを加味した平均の算出方法

①　②　（1）　（2）

別表（第一号～第二号関係）

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アクリル酸エチル	2 ppm	－
アクリル酸メチル	2 ppm	－
アクロレイン	－	0.1 ppm※
アセチルサリチル酸（別名アスピリン）	5 mg/m³	－
アセトアルデヒド	－	10 ppm
アセトニトリル	10 ppm	－
アセトンシアノヒドリン	－	5 ppm
アニリン	2 ppm	－
1－アリルオキシ－2，3－エポキシプロパン	1 ppm	－
アルファ－メチルスチレン	10 ppm	－
イソプレン	3 ppm	－
イソホロン	－	5 ppm
一酸化二窒素	100 ppm	－
イプシロン－カプロラクタム	5 mg/m³	－
エチリデンノルボルネン	2 ppm	4 ppm
2－エチルヘキサン酸	5 mg/m³	－
エチレングリコール	10 ppm	50 ppm

※印…天井値

両方設定されたもの

濃度基準値設定物質

67物質：令和 6年　4月 1日適用
（令和５年厚生労働省告示第177号）

112物質：令和７年10月１日適用
（令和６年厚生労働省告示第196号）

濃度基準値告示の概要

労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和5年厚生労働省告示第177号）他

努力義務

・**８時間濃度基準値** ・**短時間濃度基準値** **が両方**定められているもの	15分間時間加重平均値が ・８時間濃度基準値を超え ・短時間濃度基準値以下の場合	ばく露回数が１日の労働時間中に ・**４回を超えず**、かつ、 ・ばく露の**間隔を１時間以上** とする
・**８時間濃度基準値** **だけ**が定められているもの	15分間時間加重平均値が ・８時間濃度基準値を超える場合	15分間時間加重平均値が ・**８時間濃度基準値の３倍** を超えないようにする
短時間濃度基準値が **天井値**として定められているもの	**いかなる短時間のばく露におけるものであるかを問わず、 短時間濃度基準値を超えないようにする** （現時点における連続測定手法の技術的限界を踏まえ努力義務に）	
有害性の種類・影響を及ぼす臓器が同一であるものを **二種類以上含有する混合物** の８時間濃度基準値	次の式により計算して得た**換算値が１**を超えないようにする $C=\frac{C_1}{L_1}+\frac{C_2}{L_2}+\cdots\cdots$ C 換算値 C_1、C_2……物の種類ごとの８時間時間加重平均値 L_1、L_2……物の種類ごとの８時間濃度基準値	

濃度基準値告示、技術指針

技術上の指針の概要

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」
R5.4.27技術上の指針公示第24号、改正R6.5.8技術上の指針公示第26号）

事業者の実施内容（要約）

(1) 使用する**全てのリスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、**労働者がばく露される程度を把握した上で**リスクを見積もる。**

(2) リスク見積りの過程で、ばく露の程度が**濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業を把握した場合は、「確認測定」を実施する。**

(3) (1)及び(2)の結果に基づき、ばく露の程度を最小限度とすることを含め必要な**リスク低減措置**を実施する。**濃度基準値設定物質については基準値以下**とする。

確認測定
ばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するための労働者の呼吸域における物質の濃度の測定。

- 均等ばく露作業における**最大ばく露労働者**に対して測定を行う。
- 作業に従事する**労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法**により行う。

- 労働者の呼吸域における物質の濃度が**８時間濃度基準値の２分の１程度を超える**と評価された場合は、確認測定を実施する。

確認測定の結果

- **濃度基準値を超えている**作業場
  …少なくとも**６月に１回**、確認測定を実施する
- **濃度基準値の２分の１程度を上回り、濃度基準値を超えない**作業場
  …**一定の頻度で**確認測定を実施することが望ましい
- **確認測定の頻度は、事業者が判断すべき**

（詳細は、技術上の指針1-2、3-1、3-2、4-2-1を参照）

安全経営あんち®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。



- ☑ 濃度基準値告示、技術上の指針
- ☑ リスクアセスメント対象物健康診断
- ☐ 保護具使用マニュアルの改正
- ☐ 化学物質リスクアセスメント指針 概要と改正点

リスクアセスメント対象物健康診断 ／ 概要

関係条文の概要（安衛則 第577条の2 第3項～9項）

	対象者	実施が必要な場合等	項目
実施	● **リスクアセスメント対象物**の製造・取り扱い業務に常時従事する労働者	リスクアセスメント結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき	医師・歯科医師が必要と認める項目
	● **濃度基準値設定物質**の製造・取り扱い業務に従事する労働者	濃度の基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに	
結果保存	● リスクアセスメント対象物健康診断を行ったときは、**個人票（様式第 24 号の２）**を作成する。 ● 作成した個人票を **5 年間保存**する。（がん原性物質の場合は **30 年間保存**。）		
事後措置等	● 異常の所見が認められたときは、３か月以内に**医師または歯科医師の意見を聴き、個人票に記載**する。 ● 医師又は歯科医師から意見聴取を行う上で必要な情報を求められたときは、遅滞なく**提供**する。 ● 必要な場合には、就業場所の変更、作業の転換等の**事後措置を講ずる。**		
結果通知	● 結果を、遅滞なく**受診者に通知**する。		

対象等

- 有機溶剤、特化物、歯科健康診断等の対象物質は実施の必要なし。
- ばく露防止対策が適切に実施され、健康障害発生リスクが許容範囲を超えないと事業者が判断すれば、基本的には実施の必要なし。

  - まず、ばく露の程度を最低限にする措置を講ずる必要がある。
  - ばく露防止対策を十分行わず、リスクアセスメント対象物健康診断で対策を補う考え方は適切とは言えない。

ガイドライン

（詳細は、ガイドライン第２、第３の９を参照）

3項健診の概要

3項健診：リスクアセスメント結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき

考え方

- リスクアセスメントで、化学物質の有害性及びその程度、ばく露の程度や取扱量、労働者のばく露履歴、作業の負荷の程度、ばく露防止対策の実施状況などを勘案して、**労働者の健康障害発生リスクが許容範囲か否か**検討する。

判断のﾀｲﾐﾝｸﾞ

- **リスクアセスメントを実施したことがある場合**
  リスクアセスメント対象物の**ばく露の状況等を１年以内ごとに１回記録する際**に、過去に実施したリスクアセスメントの結果や現状確認の結果などに基づき判断することが望ましい。（決定後も1年毎の記録時期に確認し、判断しなおす）
- **リスクアセスメントを実施したことがない場合**
  施行後１年以内（R７年３月末まで）にリスクアセスメントを実施し、判断することが望ましい。

実施頻度（例）

- **産業医等の意見に基づき事業者が判断する。**
  ① 急性の健康障害発生リスクの場合：**6月以内に1回**
  ② 発がん性区分１の物質による健康障害発生リスクの場合：**1年以内ごとに1回**
  ③ ①、②以外の健康障害発生リスクの場合：**３年以内ごとに１回**

検査項目（例）

- **事業者からの依頼を受け医師等が設定する。**
  - 業務歴の調査、作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価、自他覚症状の有無の検査
  - 健康影響に関するスクリーニングに係る検査項目
  - スクリーニングとしての歯科領域の検査項目（問診、歯牙・口腔内の視診）

（詳細は、ガイドライン第３の２~5を参照）

4項健診の概要

4項健診：濃度の基準を超えてばく露したおそれがあるとき

考え方

- リスクアセスメントにおける実測、推計等の濃度が濃度基準値を超えており、**ばく露防止対策が必要であるのに、措置が不十分な状況が生じた場合。**
- **漏洩事故等**により、濃度基準値がある物質に大量ばく露した場合
  （注）この場合、まずは医師等の診察を受けることが望ましい。

実施頻度

- 合理的に実施可能な範囲で速やかに

検査項目（例）

- **事業者からの依頼を受け医師等が設定する。**

■８時間濃度基準値を超えてばく露・健康影響の可能性が低いと考えられる場合

- 業務歴の調査、作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価
  自他覚症状の有無の検査
- 生物学的ばく露モニタリング等
- 急性以外の標的影響のスクリーニングに係る検査項目

■短時間濃度基準値（天井値含む）を超えてばく露

- 急性の影響に関する検査項目
- 生物学的ばく露モニタリング等

■スクリーニングとしての歯科領域の検査項目（問診、歯牙・口腔内の視診）

（詳細は、ガイドライン第３の２~5を参照）

安全経営あんち®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。



- ☑ 濃度基準値告示、技術上の指針
- ☑ リスクアセスメント対象物健康診断
- ☑ 保護具使用マニュアルの改正
- ☐ 化学物質リスクアセスメント指針 概要と改正点

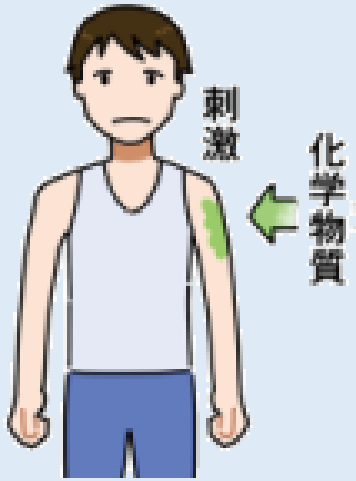
皮膚等障害化学物質等 ／ 皮膚等障害化学物質とは

①皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質

▶ 局所影響

・化学熱傷
・接触性皮膚炎など

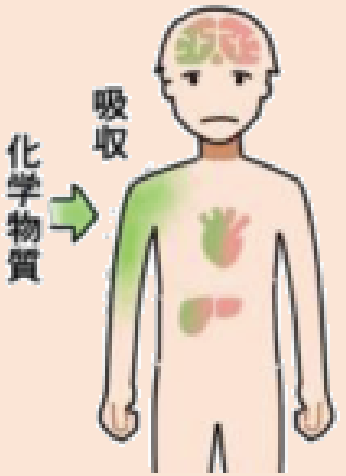


②皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、健康障害のおそれがあることが明らかな化学物質

▶ 全身影響

・意識障害
・各種臓器疾患
・発がんなど



特別規則対象物質	①皮膚刺激性有害物質 744物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質

従来通り保護具着用の義務あり。

皮膚等障害化学物質　1,064物質
今般新たに保護具着用が義務化。

皮膚等障害化学物質リスト

皮膚等障害化学物質等 ／ 化学防護手袋の選定

- 軍手のような手袋では十分な化学物質防護ができないのは誰でも分かると思いますが、ゴム手袋のような一見液体を通さないような樹脂手袋であっても、手袋の素材と防護対象の化学物質の組合せによっては、手袋が溶けてしまったり、容易に化学物質が透過してしまうことがあります。
- 対象物質の透過を防護できるとされる時間内であっても、着脱を繰り返して使用することで、内側に防護対象物質が付着してしまうケースもあります。

- 適切な化学防護手袋の選定のために
  - **取扱物質、作業内容と時間、耐透過性能クラス等**を確認し、選定する必要があります。
  - メーカーのカタログや「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」等を参考にしてください



化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

マニュアル（PDF）

安全経営あんち®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。



- ☑ 濃度基準値告示、技術上の指針
- ☑ リスクアセスメント対象物健康診断
- ☑ 保護具使用マニュアルの改正
- ☑ 化学物質リスクアセスメント指針 概要と改正点

指針5　リスクアセスメントの実施時期（安衛則第34条の2の7第1項）

法律上の実施義務

ア リスクアセスメント対象物を原材料等として**新規に採用**し、又は**変更**するとき。

イ リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る**作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更**するとき。

ウ 前二号に掲げるもののほか、リスクアセスメント対象物による**危険性又は有害性等について変化**が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

指針５ 実施時期

- **SDSの危険性又は有害性に係る情報が変更**され、事業者に提供された場合
- **濃度基準値**が新たに設定された場合又は当該値が変更された場合

改正部分

指針による努力義務

ア リスクアセスメント対象物に係る**労働災害発生時**

※ 過去のリスクアセスメントに問題があるとき

イ 前回のリスクアセスメント等から**一定期間が経過したとき**

※ 機械設備等の経年劣化、労働者の知識経験等の変化、安全衛生に係る知新たな識の集積等があったとき

ウ **過去にリスクアセスメント等を実施したことがないとき**

※ 取扱っていた物質がリスクアセスメント対象物として新たに追加されたときなど

絵表示 → ＳＤＳ確認

絵表示

ＧＨＳマーク



ＳＤＳ

安全データシート

Safety Data Sheet



安全データシート（Safety

製品安全データシート

1．化学物質等及び会社情報

2．危険有害性の要約

- 絵表示のあるものは、ＳＤＳが作られています
- ＳＤＳは、メーカーや仲介業者から入手できます

リスクアセスメントの流れ ／ 指針8　危険性又は有害性の特定

リスクアセスメント

危険性又は有害性の特定

↓

リスクの見積り

↓

リスク低減措置の検討

↓

リスク低減措置の実施

↓

リスクアセスメント結果等の労働者への周知等

指針８　危険性又は有害性の特定

● リスクアセスメント対象物について
対象となる業務を洗い出した上で、
原則としてアからウまでに即して特定する。
必要に応じエについても特定することが望ましい。

ア　**GHS分類結果**、日本産業規格Z7252に基づく分類

イ　**管理濃度**及び**濃度基準値**
これらの値が設定されていない場合は、
ばく露限界等
・**日本産業衛生学会の許容濃度**
・**ACGIHのTLVTWA**
— 改正部分

ウ　**皮膚等障害化学物質等**への該当性

エ　ア~ウ以外の危険性又は有害性
・過去に労働災害発生等があった作業等で把握した情報に基づく危険性又は有害性等

SDSの確認が重要です。

SDS（Safety Data Sheet／安全データシート）の確認



SDSの記載内容　（ JIS Z 7253:2012）

1. 化学品及び会社情報
2. 危険有害性の要約（GHS分類）
3. 組成及び成分情報
4. 応急措置
5. 火災時の措置
6. 漏出時の措置
7. 取扱い及び保管上の注意
8. ばく露防止及び保護措置（ばく露限界値、保護具など）
9. 物理的及び化学的性質
10. 安定性及び反応性
11. 有害性情報
12. 環境影響情報
13. 廃棄上の注意
14. 輸送上の注意
15. 適用法令
16. その他の情報

2. 危険有害性の要約 …… GHS分類
8. ばく露防止及び保護措置 … 管理濃度、許容濃度、ACGIHのTLVTWA
15. 適用法令 …… リスクアセスメント対象物、有機溶剤・特定化学物質への該当

などが確認できます。

ＳＤＳの記載例

２．危険有害性の要約

ＧＨＳ分類

物理化学的危険性	可燃性／引火性エアゾール　区分1
健康に対する有害性	皮膚腐食性／刺激性　区分2
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性　区分2A
	生殖毒性　区分2
	特定標的臓器毒性（単回暴露）　区分3（麻酔作用 ）
	特定標的臓器毒性（反復暴露）　区分2（中枢神経系　末梢神経系 ）
環境に対する有害性	水生環境急性有害性　区分2
	水生環境慢性有害性　区分3
	上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

８．暴露防止及び保護措置

管理濃度、許容濃度

	管理濃度(厚生労働省)	許容濃度(産衛学会)	ＡＣＧＩＨ
メタノール	200ppm	200ppm(260mg/m3)(皮)	TWA:200ppm STEL:250ppm (Skin)
酢酸ビニル	未設定		TWA:10ppm STEL:15ppm
トルエン	50ppm	50ppm	TWA:50ppm

１５．適用法令

労働安全衛生法	第２種有機溶剤等（施行令別表第６の２・有機溶剤中毒予防規則第１条第１項第４号）
	名称等を表示すべき危険物及び有害物（法５７条１、施行令第１８条）
	名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第５７条の２、施行令第１８条の２別表第９）
消防法	第４類 第一石油類（非水溶性）
化学物質排出把握管理促進法（ＰＲＴＲ法）	第１種指定化学物質（法第２条第２項、施行令第１条別表第１）
化学物質排出把握管理促進法（改正ＰＲＴＲ法）	第１種指定化学物質（法第２条第２項、施行令第１条別表第１）

指針9　リスクの見積り

リスクの見積りは、次のア～ウのいずれかの方法またはこれらの併用によって行う。
（危険性についてはアとウに限る）

ア「発生可能性」と「重篤度」を考慮する方法

・**マトリクス法**	発生可能性と重篤度が割り付けられた表を使用する
・**数値化法**	発生可能性と重篤度を数値化し、加算、乗算する
・**枝分かれ図を用いた方法**	発生可能性と重篤度を段階的に分岐して見積もる
・**コントロール・バンディング**	化学物質リスク簡易評価法による
・**災害のシナリオから見積もる方法**	化学反応プロセスによる災害のシナリオを仮定する

イ．「ばく露の程度」と「有害性の程度」を考慮する方法

- **作業環境測定**による第一評価値を**管理濃度**と比較する方法
- **個人ばく露測定**により測定した濃度を**濃度基準値**と比較する方法

改正部分

- 作業環境測定等により測定した**気中濃度等**を**ばく露限界**と比較する方法
- **数理モデル**を用いて気中濃度を推定し**濃度基準値または、ばく露限界**と比較する方法
- 労働者のばく露の程度及び有害性の程度を**相対的に尺度化した表を使用**する方法

ウ．アまたはイに準じる方法

- 有機則、鉛則、四鉛則、特化則、危険物に係る**安衛則規定等を確認**する方法
- SDSを確認し、**同種の危険性のある物質に係る具体的措置規定を確認**する方法
- 典型的な作業を洗い出し、ばく露濃度を測定し、リスク低減措置のマニュアル等を作成の上、**マニュアル等の措置が適切に実施されているか確認**する方法

改正部分

「ばく露の程度」と「有害性の程度」を比較する方法

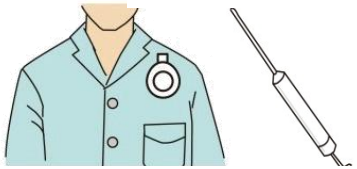
実 測



● 作業環境測定



● 個人ばく露測定



● 簡易な測定
（パッシブサンプラー、検知管など）

数理モデルによる気中濃度の推定等

● **CREATE-SIMPLE**
（クリエイト・シンプル）
を用いて気中濃度を推定する方法
（厚生労働省提供・簡易ＲＡツール）

● **ECETOC-TRA**
を用いてリスクを見積もる方法
（欧州化学物質生態毒性・毒性センター提供
ＲＡツール）

● その他
- 別作業場所で同様・同程度の業務を行っている場合に、その業務での作業環境測定結果から平均的な濃度を推定する。
- 単位時間当たりのリスクアセスメント対象物の消費量、作業場所の気積、物質の拡散、換気等から推定する。

ばく露限界等と比較

管理濃度、濃度基準値、ばく露限界

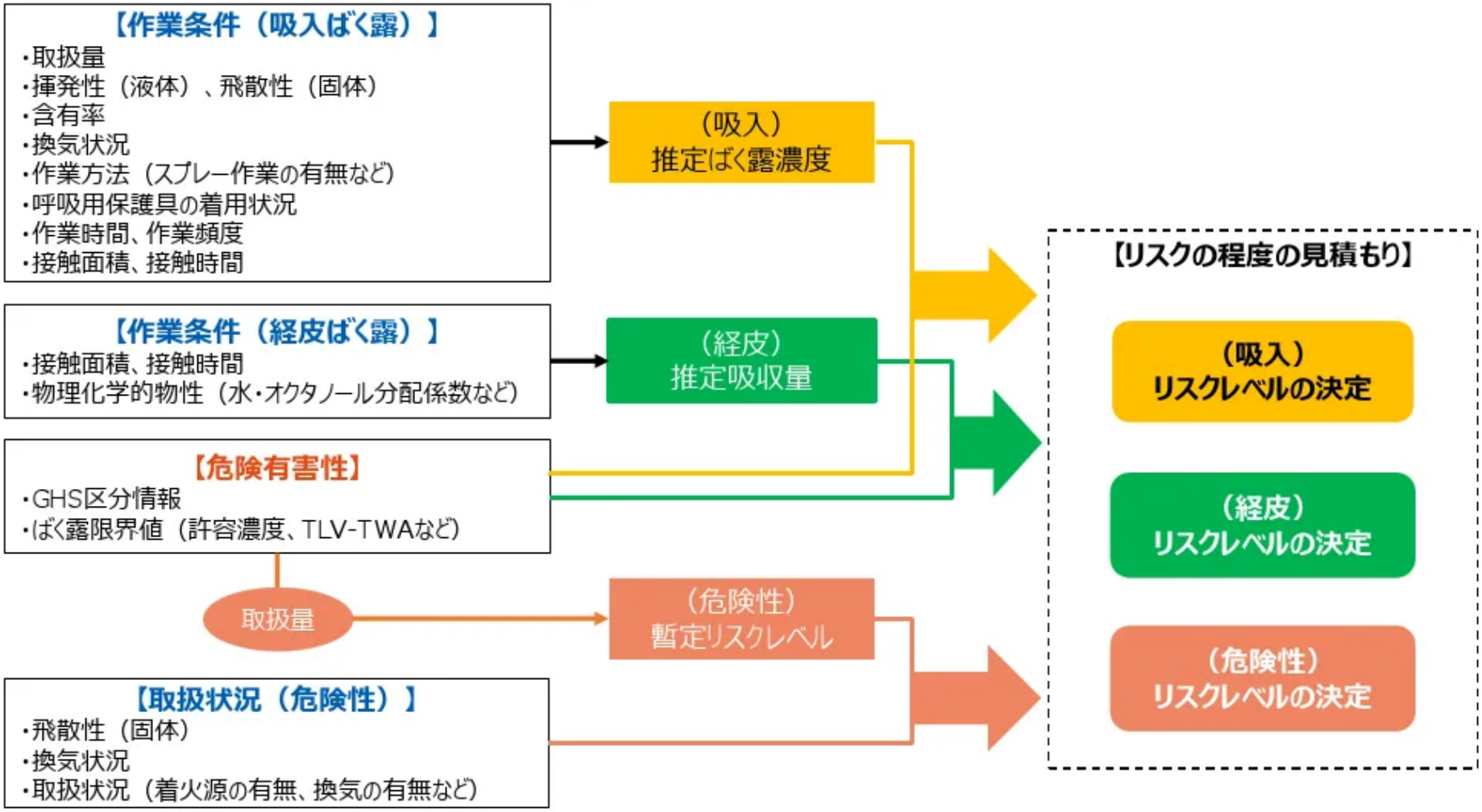
ばく露濃度

リスクは許容範囲内であるとみなす。 | **リスクは許容範囲を超えている。**

ばく露量　高

CREATE-SIMPLE （クリエイト・シンプル）

リスクレベルの見積りの流れ



指針10　リスク低減措置の検討及び実施

- 法令の規定がある場合は、その措置をとる。
- 次に掲げる優先順位でリスクアセスメント対象物に労働者がばく露する程度を最小限度とすることを含めたリスク低減措置の内容を検討する。
- 指針９（１）イによるリスク見積り結果として、ばく露の程度が濃度基準値または、ばく露限界を十分に下回る場合は、追加のリスク低減措置は検討不要として差し支えない。

改正部分

ア．危険性または有害性のより低い物質への代替等

・化学反応のプロセスなどの運転条件の変更

・取り扱うリスクアセスメント対象物の形状の変更等

・これらの併用によるリスクの低減

イ．工学的対策、衛生工学的対策

・リスクアセスメント対象物に係る機械設備等の防爆構造化、安全装置の二重化

・リスクアセスメント対象物の機械設備等の密閉化、局所排気装置の設置等

ウ．作業手順の改善、立入禁止等の管理的対策

エ．リスクアセスメント対象物の有害性に応じた有効な保護具の使用

指針１１　リスクアセスメント結果等の労働者への周知等

(1) リスクアセスメント実施後は、以下の事項を労働者に周知する。

ア 対象のリスクアセスメント対象物の名称

イ 対象業務の内容

ウ リスクアセスメントの結果
（特定した危険性または有害性、見積もったリスク）

エ 実施するリスク低減措置の内容

(2) 周知の方法

安衛則第34条の２の８第2項に基づく方法による。

① 作業場の見やすい場所に常時掲示、または備え付け

② 書面を労働者に交付する

③ パソコン等で内容を常時確認できるようにする

(3) その他

- 周知事項を、雇入れ時教育、作業変更時教育に含める
- （１）の事項について記録を作成し、次にリスクアセスメントを行うまでの期間（３年以内に再びリスクアセスメントを行ったときは３年間）保存する。

改正部分

【改正法】化学物質による健康障害防止対策等の推進

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律
令和７年５月１４日施行

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保（交付後5年以内に政令で定める日から施行）

化学物質の譲渡提供時における危険性及び有害性情報の通知（SDS:安全データシートの交付）の履行確保のため

- **通知義務違反に対する罰則が新設**
- **通知事項を変更した場合の再通知が義務化**

(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知（R8.4.1施行）

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い物質に限り、通知事項のうち成分名につき、
代替化学名等（※）**での通知**が認められる

義務	代替化学物質等での通知を行った事業者は、実際の成分名の情報についての記録・保存をすること
	当該事業者は、医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うこと

（※）代替化学名等
当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を示す文字の一部を省略・置き換えた化学名のこと。
詳細な代替化学名等の表示方法などについては、国が指針を定める予定です。

なお、**非開示**とできるのは**成分名のみ**であり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません

(3) 個人ばく露測定の担保（R8.10.1施行）

個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、**作業環境測定の一つとして位置付け**、**有資格者**（必要な講習を受講した**作業環境測定士等**）が作業環境測定基準に従って行うことが義務化

その他改正内容

第三管理区分事業場の措置強化（特化則第36 条の３の２、有機則第28 条の３の２、鉛則第52 条の３の２、粉じん則第26 条の３の２）

- 特化則、有機則、鉛則、粉じん則に基づく作業環境測定の結果、第三管理区分に区分された場合は、改善措置を講じて、第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければなりません。
- これができない場合等には、**外部の作業環境管理専門家**の意見に基づいて改善を行い、なお改善困難な場合には、**呼吸用保護具によるばく露防止対策徹底**を行うこととされました。

R6.4.1施行

雇入れ時等教育の拡充（安衛則第35条）

- 雇入れ時等の教育について一部業種に認めていた教育項目の**省略規定を廃止**し、全業種で省略なく教育を行うこととされました。

R6.4.1施行

SDS 通知事項の追加・含有量表示の適正化（安衛則第24 条の15①、34 条の2 の4、34 条の2 の6）

- SDSの通知事項に**「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」**を追加
- SDSの通知事項**「成分の含有量」**について、**重量パーセント**の記載が必要に
  ※営業上の秘密に該当する場合の例外規定あり

R6.4.1施行

化学物質労災発生事業場等への監督署長指示（安衛則第34条の２の10）

- 化学物質による労働災害の発生またはおそれがある事業場で、管理が適切に行われていない疑いがあるときは、**労働基準監督署長が改善すべき旨を指示できる**。
- 指示を受けた事業者は、**化学物質管理専門家（外部の者が望ましい）から助言等を受け、１月以内に改善計画を作成**し、措置の実施、労働基準監督署長への報告、改善措置の記録作成及び3 年間保存をする。

R6.4.1施行



安全経営あんち®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

の推進等について

ＰＱＣＤＳＭＥは、モノづくりやサービス提供の7つの視点

Productivity＝生産性
インプットに対しアウトプットをできるだけ多く

Environment＝環境
環境に負荷を掛けない生産プロセス、サービス提供

Morale＝モラール
人の能力が開発・向上され、働きがいを持てる

Safety＝安全性
労働者の負荷軽減・災害がなく安全に作業を



Quality＝品質
ねらい通りの品質の製品・サービスを提供

Cost＝コスト・経済性
ムダを減らし低コストで製品・サービスを提供

Delivery＝納期・生産量
必要な時に必要な量の製品・サービスを提供

リスクアセスメントは、複数の経営課題を同時に高める機序となり、**企業価値向上を図るための戦略的手法**とすることができる。

第14次　労働災害防止推進計画
（2023～2027年度）

● **重点事項**

安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

安全経営あいち賛同事業場制度



「安全経営あいち®」に賛同いただける事業場

監督署あて
申請書を提出してください。

申請の主な要件
・愛知県内の事業場であること
・監督署のリスクアセスメント集団指導などに出席していること



安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

- **「登録証」をお渡しします。**
- **「安全経営あいち®」のロゴマークを使用できるようになります。**
- **愛知労働局HP内「賛同事業場一覧」に掲載します。（承諾いただいた場合）**

- 「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢を、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。
- **申請書のダウンロードは、愛知労働局ホームページへ**

リスクアセスメント出前講座



リスクアセスメントを
基礎から学びましょう！

愛知労働局 Aichi Labour Bureau
& Labour Standards Inspection Office 労働基準監督署

- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、**「リスクアセスメント出前講座」**を行います。

- **集団受講：** ９０分程度の講座です。会場、マイク、プロジェクター、スクリーン等をご準備いただき、講師が出向いて説明を行います。

- **ＷＥＢ版：** お申込みいただいた事業場に、専用サイトのＵＲＬ通知します。
  YouTubeで説明動画をご覧いただけます。

様式ダウンロード・WEB申込み等は、愛知労働局ホームページへ

安全経営あいち®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。



ご清聴ありがとうございました